

# 公立黒川病院（居宅介護支援）運営規程

## （事業の目的）

第1条 この規定は、公立黒川病院（居宅介護支援）（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員等が要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 二 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供できるよう配慮して行う。
  - 三 事業所は、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
  - 四 事業所は、運営に当たっては、市町村の介護保険担当課、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努める。

## （事業所の名称）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- 二 名称 公立黒川病院
  - 三 所在地 宮城県黒川郡大和町吉岡字西桜木60番地

## （職員の職種、員数、及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。
- 一 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務  
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
  - 二 介護支援専門員 1名以上（内、常勤1名以上）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
  - 三 事務職員 1名以上（併設病院との兼務）  
事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

## （営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
- 一 営業日 月曜日から金曜日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く）とする。
  - 二 営業時間 平日午前8時30分から午後5時00分までとする。
  - 三 営業時間外などは電話等により、連絡が可能な体制とする。

## （指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供し

た場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし当該居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- ① 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画原案を作成する。なお課題の把握及び分析については、宮城県ケアマネジャー協会が作成した「アセスメントシート及び課題検討用紙」を使用し実施する。
  - ② 居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所について、利用者から複数の事業所の紹介を求める事が可能である事、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が可能である事を十分に説明して理解を促し、利用者・家族に選択を求める。
  - ③ 利用者が訪問看護、訪問・通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医に意見を求める。
  - ④ ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、事業所における前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービス利用割合と同一事業所によって提供された割合を利用者・家族に説明する。
  - ⑤ サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
  - ⑥ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、文書による同意を得た上で居宅サービス計画を確定し、利用者及び家族、サービス事業所担当者等に交付する。
  - ⑦ 居宅サービス計画の作成後も実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。上記の把握については、利用者及び家族、サービス事業所担当者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回訪問し、利用者及び家族と面談するとともにモニタリングの結果を記録する。
  - ⑧ 適切な居宅サービスの提供を受けてなお、在宅での生活継続が困難になったと判断した場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合には、介護保険施設に関する情報を提供する。
  - ⑨ 医療・介護の連携や円滑な在宅復帰を支援する観点から、入院する必要がある場合は担当する介護支援専門員より入院前の状態、サービス内容などを入院先の担当者に情報提供を行う。また、退院時には円滑にサービスが再開できるよう支援する。利用者の状態変化等が生じた場合は、入院先の担当者より情報提供を受け、居宅サービス計画の変更等を適切に行い、退院後の在宅生活が不安なく送れるよう支援する。
- 二 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
通常の事業の実施地域を超え1km毎に50円
- 三 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は大和町、大郷町、富谷市、大衡村とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

当事業所相談窓口・担当者	石川 篤
市町村介護保険相談窓口	大和町 022-345-7221 大郷町 022-359-5507 富谷市 022-358-0513 大衡村 022-345-0253
国民健康保険団体連合会	宮城県国民健康保険団体連合会（介護保険課） 宮城県自治会館5～6階 TEL022-222-7170

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、サービス事業所、主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

二 事業者は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではない。

(虐待防止について)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
  - 二 成年後見制度の利用を支援する。
  - 三 虐待の防止のため指針を整備する。
  - 四 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
  - 五 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。
  - 六 前五号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置する。
- 虐待防止対策担当者：石川 篤

(ハラスメント対策について)

第11条 事業者は、適切な本サービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

二 利用者またはその家族等による事業者の従業者への身体的暴力、精神的暴力やセクシャルハラスメントがなされた場合、双方の信頼関係が著しく損なわれ、改善する見込みがない場合、契約の解除等を行う場合がある。

(身体拘束について)

第12条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行う。また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- 一 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- 二 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- 三 一時性…利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くこととする。

(秘密保持、個人情報の保護について)

第13条 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。尚、この守秘義務は従業者退職後及び本契約終了後も同様とする。

- 二 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または家族等の個人情報を使用しない。
- 三 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する。
- 四 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況を提供できるものとする。
- 五 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となる。）

(非常災害対策について)

第14条 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行う。

- 二 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。
- 三 非常その他の緊急事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、従業員及び利用者にも周知徹底を図る。職員に対して定期的に研修、訓練を行う。

(感染症の予防及びまん延防止対策について)

第15条 感染対策委員会を設置する。

- 二 平常時の対策及び発生時の対応を規程した「感染対策の指針」を策定する。
- 三 「感染対策マニュアル」に沿って予防対策を講じる。
- 四 指定感染症の発生時における事業継続計画を策定し、従業員及び利用者にも周知徹底を図る。従業員に対して定期的に研修等を行う。
- 五 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性がある。災害時の情報や被害状況を把握し安全を確保した上で、利

用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行う。  
感染症の予防及びまん延防止対策担当者：石川 篤

(その他運営についての留意事項)

第13条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設ける。

二 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月1日変更)

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日変更)

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日変更)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月1日変更)

この規定は、令和6年6月1日から施行する。